

## 1. 発行者情報

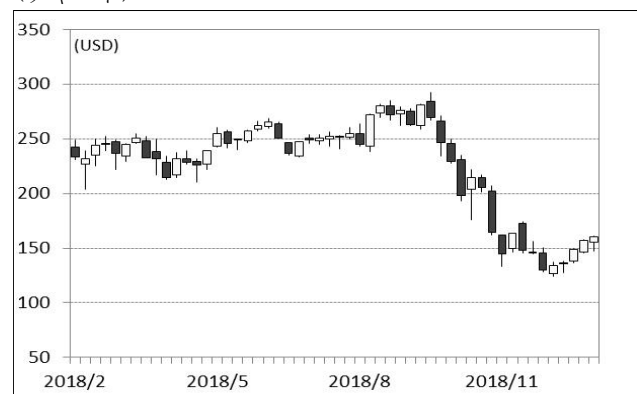
(1)名称 (カタカナ)	NVIDIA CORPORATION エヌビディア		
(2)本店所在地	2788 San Tomas Expressway, Santa Clara, California 95051, USA		
(3)①設立の準拠法	米国デラウェア州会社法	②法的地位	株式会社
(3)③設立年	1998年		
(4)決算期	1月		
(5)発行済株式数	945,000,000	株	(2019/1/27時点)
(6)事業内容	コンピューターの画像処理に用いるGPU(グラフィックス・プロセッシング・ユニット)の開発・製造などを手がける。		
(7)経理の概要	詳細は年次報告書(※)を参照のこと。		
		2019/1	2018/1
総資産額	(USD)	13,292,000,000	(USD) 11,241,000,000
負債額	(USD)	3,950,000,000	(USD) 3,770,000,000
株主資本額	(USD)	9,342,000,000	(USD) 7,471,000,000

\*1. (3)③設立年の情報源: 発行者が米国企業の場合、登記されている州の公式HP。欧州各国企業の場合、年次報告書や企業HPなど。

## 2. 証券情報

(1)株式の種類及び名称	普通株式
(2)①発行地	米国
②上場している外国の金融商品取引所	
(出典: 年次報告書)	
	ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット

<チャート>



(3)株価の推移 <チャート>を参照のこと。

2018/1/29~2019/1/27

年間最高値	(USD)	292.760
年間最安値	(USD)	124.460

\* 「株価の推移」および「株価チャート」は、株式分割等の権利調整後の値。

(4)業績推移		2019/1	2018/1
売上高	(USD)	11,716,000,000	(USD) 9,714,000,000
当期純利益	(USD)	4,141,000,000	(USD) 3,047,000,000
株主資本額	(USD)	9,342,000,000	(USD) 7,471,000,000
(5)1株当たり情報		2019/1	2018/1
1株当たり純利益(基本)	(USD)	6.81	(USD) 5.09
1株当たり純利益(希薄後)	(USD)	6.63	(USD) 4.82
1株当たり配当額	(USD)	0.61	(USD) 0.57

\*2. (5) 1株当たり配当額: 会計年度に係る配当額として提案された数値が年次報告書に記載されている場合には、その金額を記載。記載されていない場合は会計年度中に支払われた金額を記載。

### ■備考

<通貨単位> USD: 米ドル

<会計基準> 米国会計基準

(※) 年次報告書 <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1045810/000104581019000023/nvda-2019x10k.htm>

### <<ご留意いただきたい事項>>

- (注1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (注2) 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合、又は募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。
- (注3) 本資料は年次報告書、目論見書などに基づいて作成したものであるため、記載された決算期が直前に終了した決算期より古い場合や、年次報告書、目論見書などで開示された後の決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。また本資料には、年次報告書、目論見書などに記載されている、主たる上場取引所以外の他の取引所への上場の状況が原則として記載されます。この場合、実際には他の取引所に上場されているものであっても、年次報告書、目論見書などに記載がされていない場合、注記されないことがあります。
- (注4) 株価(価格)の推移の記載のあるものは、特に注記のない限り、原則として本資料作成の対象となる会計年度の期間を対象としています。株式分割、株式併合、または資本の増減があった場合には、それ以前の株価を遡及修正しています。

## 手数料等及びリスク等について

- ・ 外国株券等（※1）（中国株を除く）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があり、当該取引には、所定の手数料等（委託取引の場合は約定代金に対して最大10.8%（75,000円以下の場合・税込）の委託手数料及びその他現地手数料等（※2）、国内店頭取引の場合は所定の手数料相当額、等）また、中国株の取引の場合、所定の手数料等（約定代金に対して最大0.864%（100万円以下の場合・税込）の委託手数料及びその他現地手数料等）（※2）をご負担いただく場合があります。
- ・ 外国株券等の取引にあたっては、株式相場、為替相場等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等（裏付け資産※3）の価格や評価額の変更に伴い、投資対象である外国株券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。

※1 外国株券等には、外国市場上場の外国株券、新株予約権証券、上場投資信託、上場投資証券等を含めます。

※2 当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することができません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

## <当社の概要>

商号等      エース証券株式会社   金融商品取引業者   近畿財務局長（金商）第6号

加入協会    日本証券業協会

指定紛争解決機関／特定非営利活動法人   証券・金融商品あっせん相談センター